

【諮問第47号】

事故報告書記載の内容一部承諾の件

3川個審第19号

平成3年9月12日

川崎市教育委員会

委員長 佐 近 賢 一 様

川崎市個人情報保護審査会

会 長 兼 子 仁

個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成2年11月13日付け2川教庶第632号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました「学校内の事故報告書の記載内容の個人情報訂正請求についての一部訂正拒否処分」にかかる不服申立ての審査（不服申立人、法定代理人）について、次のとおり答申いたします。

1 審議会の結論

本件学校長の「事故報告書」における個人情報記載の特殊性にかんがみ、不服申立人が提出した「不服申立書」およびその援用する訂正請求書の別紙主張部分ならびに「請求拒否理由説明書に対する意見書」の本文を、本件「事故報告書」（教育委員会が一部訂正したもの）の原本に添付することをもって、川崎市個人情報保護条例第14条に基づく「訂正」措置とすることが相当であると考えられ、したがって不服申立てに対する決定において、そのように本件の請求一部承諾処分を変更することが妥当と認められる。

2 不服申立て

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成2年8月20日付けで、同年7月9日に開示された学校内の「事故報告書」（同年2月23日および26日付け川崎市立 小学校長作成の2通）の記載内容につき、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条に基づき個人情報訂正請求をしたのに対し、同年9月11日付けで川崎市教育委員会（教育長）から一部承諾・一部拒否の処分を受けたので、その一部拒否処分の取消しを求めるというものである。

3 不服申立人の主張の経緯および概略

- (1) 本件不服申立てに際し、本件不服申立人（児童本人）は、平成2年11月7日付けの不服申立書において、「私（法定代理人である父親）の子供が教師によって体罰を受けた経緯についての事故報告書の内容は、事実と異なっているものです。その内容の誤りについては、訂正請求の趣旨のとおり」と記し、訂正請求書の別紙に書かれた、本件「事故報告書」における31箇所の訂正請求内容を援用している。

ついで、平成3年1月18日付けで不服申立人側（児童本人と父親）は、実施機関からの「請求拒否理由説明書に対する意見書」を当審査会に提出し、訂正済みの2箇所を除く29箇所につき訂正請求理由を詳細に表明している。またあわせて添付資料として、当時における両親より校長あての申立書、校長からの回答書、本人および妹に関する各担任教諭との「連絡帳」コピー等を提出している。

さらに、平成3年5月11日に不服申立人側（両親）は、代理人5名、補佐人1名とともに、当審査会において口頭意見陳述を行い、そのうち補充資料として小学校6年の本人の手記その他の文書を提出した。

- (2) 上記の意見表明において不服申立人は、主に①当時市立小学校4年男子の本人に対して担任教諭が“土下座百回”やゲンコツをふくむ体罰を行ったことにかかわる「事故」発生の状況・原因・結果に関し、記載の不十分と体罰批判の見地から訂正を要求し、また②体罰への母親の抗議と本人の不登校をめぐり、校長と担任教諭の応対（校長の指導、担任の謝罪など）を記載した部分につき、記載の不実訂正および一部削除を要求している。

加えて不服申立人は、子どもの人間の尊厳と自主性の見地から、教師の体罰や供述強制などに強く抗議する主張をするとともに、事故報告書の作成方法の改善として、「事故報告書は加害教師からの一方的な報告のみによって作成されるのではなく、加害

教師、被害を受けた子どもと親の立合いのもとで校長が作成、三者の署名押印の上で教育委員会に提出するというシステムを確立して頂きたい」と求めている。

4 実施機関の主張の概略

本件に関し実施機関（川崎市教育委員会）は、平成2年12月12日付けで「個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る理由説明書」を当審査会に提出し、この文書はただちに不服申立人側に送付された。

実施機関は、上記の「理由説明書」および平成3年7月20日の当審査会での意見聴取において、本件「事故報告書」中31箇所の訂正請求に対し4箇所を除いて請求に応じられない理由を、次のように説明している。

①条例第14条に基づいて訂正請求のできる「事実」とは、事実か否かを「客観的に判断できる事項」と解され、それは主として公簿上で確認できるような事項であるとする。そこで本件では、入学通知書や出席簿により判明する期日の記載の誤りを訂正した。②それに加えて、教育委員会指導部が校長に対して、不服申立人（両親）とのやりとりを含めて再確認をし、従前からの経緯にもかんがみ記載の不十分を認めた部分を訂正したものである。

5 審査会の判断

(1) 川崎市個人情報保護条例第14条においては、「何人も、実施機関に対し、届出業務に係る個人情報の記録について事実の記載に誤りがあるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる」と規定されている。

この自己情報訂正請求権は、条例第13条に基づく自己情報開示請求権とともに、市民個人々の自己情報コントロール権を成すものとして、肝要な制度である。もともと条例上で、訂正請求の理由と定められている「事実の記載に誤りがあるとき」とは、事実状況の評価的記述が不当であると批判される場合を含まず、実施機関の主張するとおり「客観的に判断できる事項」の範囲であると解される（しかし単に公簿上で判明する事項に限ることは狭きに失する）。そして、訂正請求拒否処分に対する不服申立ての審査に際しては、訂正請求にかかる個人情報事実の記載の真否につき、必要かつ適切な調査および認定を行って訂正の要否を個別的に決定するのが、本来的であると言えよう。

しかしながら、本件のような学校内「事故報告書」をめぐる訂正請求の不服申立事件にあっては、以下にのべる特殊性からして、訂正を請求されている各個別箇所の記載につき具体的に調査・認定をし直しての諾否決定にはなじまず、むしろ別途の一括的な「訂正」措置がふさわしいと考えられるのである。

(2) 本件「事故報告書」は、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」という教育委員会規則に基づき、各学校において発生した児童生徒の事故について校長が作成し教育委員会に提出する文書である。それが学校を代表する校長の報告書であるという意味では、学校の公的表示文書にほかならないが、学校内の事故事実に関し公的にどれほど確定的な調査・認定をとまなう報告書であるか、その法的位

置づけは定かではない。とりわけ教師の体罰や生活指導をめぐる児童・両親との間に認識の相違のありうる事実関係について、校長が確定的な調査・認定をすることは元来至難であって、校長にそうした権限および手続は現行制度上一般に備わっていないように見られる。そこで、学校・教師と児童・両親との間に認識の相違が生じうるような事故事実に関しては、校長作成の事故報告書は特段の修正措置が施されないかぎり、校長に代表される学校側の認識および見方を表示した公文書であると認めるのが相当であろう。

本件において、実施機関である教育委員会は、訂正請求に接し事実の確認を行ったとしているが、その具体的方法は、校長を通しての事故事実の再確認が主であったと認められるので、不服申立人である児童・両親との関係における事故事実の最終的な調査・認定は、なお今後に残されていると見ることができる。

(3) そもそも、条例第14条に基づく訂正請求の理由である「事実の記載に誤りがあるとき」とは、これを個別的に精査していく場合には、次のように内訳をすべきことになるかと解される。

- ①まさに訂正請求者の自己情報に当たる事実であること。
- ②見方として記述された事実状況全体ではなく、個々に捉えられうる個別事実であること。
- ③記載されていない個別事実の追記要求（書き足しの求め）が認められるのは、その追記なしの現記載自体が誤りと言える不備のある場合に限られる。
- ④個別事実の記載の「誤り」につき、請求者・不服申立人から決定的な証拠資料を提出したか、または比較的容易に真否の事実認定がなされうる場合。

ところで、本件のような学校内における教師の体罰または生活指導など学校生活をめぐる児童事故に関する校長報告書の記載内容について訂正請求が出されている場合には、第1に、上記②にいう個別事実か見方記述的な事実状況かの区別が、学校教育関係の有機的な性質からして至難である。第2にそれ以上に、上記④にいう「比較的容易に真否の事実認定がなされうる場合」ではない争点が多くなりやすい、と考えられる。

現に本件の訂正請求について概観するとき、不服申立人側からの真剣な主張であるとは認められるが、上記③にいう追記要求がかなり多いというように見られるほか、個別事実の記載についても、やはり上記④に関して、学校生活事実の特殊性から真否の事実認定が至難であるものが少なくないように認められる。

学校生活は学年単位に進展し関係者が変動していくところから、過年度の学校生活事実の解明は元来むずかしい。そしてもし本件において、訂正請求をめぐる学校側と児童・両親との間で争点になっている学校生活事実について、当審査会が真否確定の事実認定を行おうとするならば、学校内の生活事実にかかわる当事者として、当時の校長・担任教諭をはじめ関係教師たちや、児童本人および当時の学友たちからも事情聴取をするという証人調べの手続が必須となろう。しかしながらこれは、相当年月を要する裁判所の法廷手続と同様の実質をもつものであるから、訂正請求の行政不服審査にふさわしい手続とは考えられないのである。

(4) 当審査会は、本件不服申立人側の意見書および口頭意見陳述ならびにその関連資料を全般的に吟味し終えた現時点において、上記(3)のような判断に達した。

しかしながら他方において、すでに上記(2)に述べたところに照らして見ると、本件の学校「事故報告書」は、校長に代表される学校側の認識および見方に立つ記録文書と認めるのが相当であって、学校内事故について利害をもつ当事者である児童とその両親からの主張を法的に正式手続で組み入れたものとは、いまだ認めがたい。

そこで、条例に基づく訂正請求に対する本件不服審査における応答としては、校長が作成し教育委員会が一部訂正した本件「事故報告書」の原本に、「不服申立書」およびその援用する訂正請求書の別紙主張部分ならびに不服申立人の「意見書」の本文を添付することをもって、条例に基づく「訂正」措置とすることが相当と考えられる。すなわち、本件「事故報告書」は、そうした添付修正を施してはじめて「事実の記載の誤り」をもはや批判されえない公文書となるものと認められるのである。

ここで、本件「事故報告書」の「訂正」として添付せしめるべき不服申立人側の主張文書の如何についてであるが、不服申立人は意見書および口頭意見陳述の関連文書や児童本人の手記などを提出しているとはいえ、訂正請求事項を実質的に明確にする文書としては、上掲の諸文書が訂正添付に適したものであると判断される。

以上にかかわる条例解釈として、当審査会は、本件学校「事故報告書」のような特殊な公文書に関しては、訂正請求・不服申立人側の主張文書のうち相当と認められるものを、原本に添付せしめることをもって、条例第14条にいう「事実の記載に誤りがあるとき」における公文書の全体的な「訂正」措置に当たると解するのが、条理に叶うところであると判断する。それによって、条例に基づく市民の訂正請求権および不服申立権を公文書の特殊性に即して条理上適切に保障することになると考えられるからである。

そして、本件の不服審査庁である教育委員会は、すでに実施機関として訂正請求に対する一部承諾処分（原処分）を行ったのであるが、その公立学校管理権に基づき、本件「事故報告書」の原本を上記のとおり添付訂正するように原処分を変更する権限を有するものと解される。

(5) なお、以上のような本件の解決に関連して、当審査会は、本件のごとき学校「事故報告書」の法的あり方について所感を有するにいたったので、ここに付記して、市民の方がたおよび実施機関の条例運用の参考に供することとしたい。

学校長から教育委員会に提出される「事故報告書」の内容が、教師の体罰または生活指導などをめぐり児童生徒や父母との間に認識や見方評価を異にする事件事実にかかわる場合にあっては、校長に代表される学校側の記録とともに、児童生徒や父母の所見文書を添付する方式が、すでに諸自治体において運用上考慮されはじめているようであるが「事故報告書」のあり方として今日的に適切であるように考えられる。

さらに、本件にもその一端が示されているとおり、学校「事故報告書」の適正なあり方が追及されやすいゆえんは、それが学校教師の体罰行動とかかわる場合が少

なくないからであると思われる。学校教師の「体罰」は学校教育法11条ただし書で禁止されているだけでなく、教育的にも多大の問題をはらんでおり、それにも増して、教師体罰は現実に児童生徒の身体傷害を生じやすく、そうなれば刑法上「傷害罪」以上の罪を免れないのであって、学校としては、子どもの人権保障に立った生活指導に努めることによって体罰の防止に全力をあげるのが当然と考えられる。そうした体罰抑止のためにも、上記のように学校「事故報告書」のあり方に適切を期することが肝要と考えられるのである。